

## 第5章 計画の実現に向けて

### 1 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、県や市町村、UR、住宅供給公社、民間事業者、NPO、県民等がそれぞれ連携、協力しながら、各施策に取り組むことが必要です。

#### (1) 高齢者が住み慣れた地域で住まい続けるための環境の整備

高齢者が住み慣れた住まいや地域で住み続けるためには、地域ごとの高齢者の住まいのあり方を考慮した施策を展開することが重要です。

そのためには市町村において定めることができる、当該市町村の区域内における高齢者の居住の安定の確保に関する計画（市町村の定める高齢者居住安定確保計画）について、県は、市町村の計画策定を支援していきます。

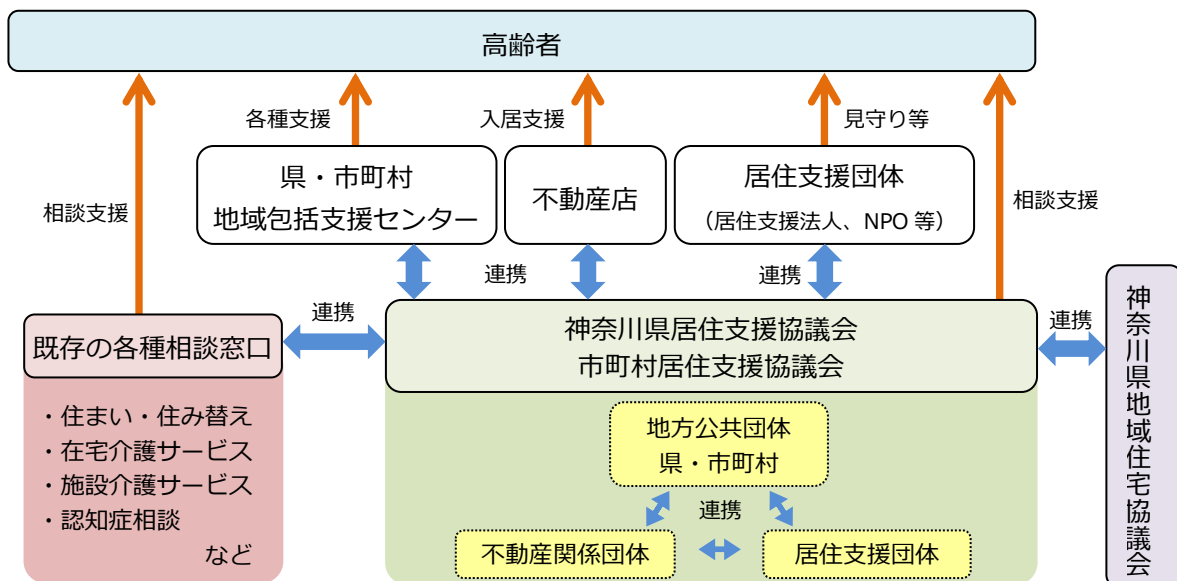
#### (2) 高齢者の暮らしを支える高齢者向け住宅や施設の整備

関係者間で、住宅、高齢者施設等及び介護サービスの制度や内容の情報を共有し、一体的に高齢者への支援を図ることができるようにネットワーク化を図るとともに、民間賃貸住宅への円滑な入居促進、高齢者向けの賃貸住宅の供給の促進及び住宅地における高齢化問題や地域全体の居住機能の再生に関する協議等を進めます。

#### (3) 高齢者の住まいのセーフティネット機能の充実

居住支援協議会や神奈川県地域住宅協議会等の様々な場を活用して、県、市町村、不動産関係団体や居住支援団体等の民間団体で協議し、住宅と福祉が連携した実効性と継続性のある取組を推進することで、高齢者を支援します。

《居住安定を確保するための高齢者への支援のイメージ》



## 2 計画の進行管理

この計画は、将来の高齢社会を見据えた中で、計画期間である2033(令和15)年度末までに実施すべき目標と、目標を達成するための施策を設定しています。

このため、目標を達成するための施策の実施状況を把握し、的確に進行管理を行います。

また、目標の達成状況や社会環境の変化、高齢者の状況を踏まえ、計画の見直しを行っていきます。

### 《進行管理のイメージ》

